



TOP

○財團概要

活動の紹介

- 文化財赤十字活動について
- 財團の活動事例
- 文化財の修復とは？
- 財團広報誌バック・ナンバー

助成金のご案内

- 助成金の申請について
- 令和6年能登半島地震 文化財復興緊急支援事業の申請について

ご協力のお願い

- 賛助会員への加入または寄附金
- 文化財サポーターズ「令和6年能登半島地震 文化財復興緊急支援」
- 商品券・図書券等による寄附
- 遺産・相続財産等の寄附
- 文化財修復カレンダー募金
- Yahoo!ネット募金

財團情報

- 定款
- 役員等名簿
- 事業計画
- 取支予算
- 決算報告
- 事業報告(あゆみ)
- 密接公益法人への該当性
- 役員報酬規定
- アクセス
- ご協力いただいている法人会員

助成金の申請について

【助成対象】 文化財の保護、芸術研究に係わる助成事業を実施します。

- ・国内文化財の保存修復に対する助成
- ・芸術研究に係わる諸活動の助成
- ・文化財の保護に関する調査研究に対する助成
- ・文化財の保護及び芸術研究に関する国際的な交流、協力に対する助成

【申請区分】

1. 文化財保存修復助成

都道府県指定又は市町村指定文化財で、都道府県又は市町村の補助対象事業として修理等を予定している美術工芸品、建造物文化財又は有形民俗文化財（記念物及び無形文化財は除く）のうち、所有者の負担が大きいものに対する助成

(申請の流れ)

- (1) 都道府県教育委員会は助成申請一覧様式により対象事業をとりまとめ、財團に提出
→[助成申請一覧様式\(教育委員会用\)のダウンロード](#)
- (2) 財團は、上記(1)の書類に基づき審査の上決定し、都道府県教育委員会に内定通知
- (3) 都道府県教育委員会は、内定通知に基づき所有者（又は管理者）から助成申請書を受領し、推薦書とともに財團に提出
→[助成申請書及び推薦書様式のダウンロード](#)

2. 研究助成

- a. 文化財の保存修復並びに芸術研究に係る研究者（研究機関）の国内外における調査研究に対する助成（様式2）
→[申請様式のダウンロード](#)
- b. 文化財の保存修復並びに芸術研究に係る共同研究・セミナー等のために外国の研究者、芸術家を短期に日本に招聘するための経費の助成（様式3～外国人研究者招致～）
→[申請様式のダウンロード](#)
- c. 文化財の保存修復並びに芸術研究に係る研究者が関連のある国際会議に参加する経費の助成（様式4～国際会議出席～）
→[申請様式のダウンロード](#)

●上野公園内の文化施設(上野の山文化ゾーン)□

●関連リンク

3. 事業助成 (様式5)

→[申請様式のダウンロード](#)

文化財の保存修復並びに芸術研究に係わる国際協力事業、シンポジウム開催、人材の養成、企画展、演奏会、出版等のための経費の助成

4. 外国人研修員制度 (様式6)

→[申請様式のダウンロード](#)

文化財の保存修復業務に従事する外国の専門家を長期間日本に招致し、わが国の文化財保存修復技術を習得させることを目的とした制度

5. 在外研修員制度 (様式7)

→[申請様式のダウンロード](#)

文化財の保護に係わる研究者を長期間海外の研究機関に派遣し研修させ、その資質の向上を図ることを目的とした制度

【応募資格】

- ・ 文化財保存修復助成（上記1）については、その所有者（又は管理者）であること。所有者は教育委員会と相談のこと。
- ・ 研究助成・事業助成（上記2及び3）については、大学、研究機関等において、文化財の保護並びに芸術研究に関する専門分野の諸研究を行うことを目的とした研究者で、実務及び研究について十分な実績を有する者であること。
また、外国の研究者、芸術家を招致する場合、受入機関が文化財保護並びに芸術研究の領域において十分な実績を有していること。
国際会議出席の場合は、単なる参加者ではなく会議の発表者又は座長の役割を持ったものであること。
- ・ 外国人研修員（上記4）については、外国籍を有し、35歳未満の者で、文化財関係機関において文化財の保存修復業務に従事して3年以上の実務経験を有するもの。（所属機関及び受入機関の内諾を受けていること）
- ・ 在外研修員派遣（上記5）については、日本国籍を有し、45歳未満の者で、文化財保護に関する専門コースの大学院博士課程を修了した者又は修士課程を修了し3年以上の実務経験を有する者（受入機関の内諾を受けていること）

【推薦書】

都道府県教育委員会、大学、文化財関係機関等の推薦書を必ず添付すること

【募集期間】

1月10日～2月末日（当方必着）

※ 都道府県を経由する申請（上記1）の場合も、都道府県教育委員会からの書類受付は上記期間となります。

【申請方法】

各申請区分の様式をダウンロードして期間中に下記へ郵送していただいくとともに、別途、同資料を電子データ(ワード又はエクセル)で作成の場合は shinsei「あっと」bunkazai.or.jp宛メール送信して下さい。

※ 「あっと」を「@」に置き換えて下さい。

【決定時期】

5月（決定通知もしくは、内定通知を送付します。）

【完了報告】

事業終了後2ヶ月以内に会計報告を含む報告書を提出してください。

1. 文化財保存修復助成

→[報告様式のダウンロード（Word版）](#)

→[報告様式のダウンロード（Excel版）](#)

2. 研究および事業助成

→[報告様式のダウンロード（Word版）](#)

→[報告様式のダウンロード（Excel版）](#)

3. [研修員制度のダウンロード](#)

【財団名表示】助成を受けた場合は、ポスター、チラシ、報告書等に当財団の助成を受けた旨、表示してください。

【申請先】

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-50

(公財) 文化財保護・芸術研究助成財団 総務係

TEL 03-5685-2311 FAX 03-5685-5225

e-mail : shinsei「あっと」bunkazai.or.jp

※ 「あっと」を「@」に置き換えて下さい。

【個人情報の取扱いについて】

申請時に記載された個人情報は、下記の用途に限り使用いたします。

- 選考及び選考に関わる各種連絡
- 選考結果の通知
- 助成対象者の発表（氏名、所属、肩書、事業等題目）及びその後の各種連絡

[↑ ページトップへ](#)